

市町村国保にご加入の皆様へ

大切な お知らせ です

あなたの届け出が医療費の適正化につながります。

第三者による行為で負傷して、 保険証を使って治療を受けたら 国保の担当窓口への届け出が 法令により義務付けられています。

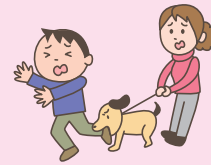
第三者による
行為って何？

交通事故等

(自動車・自転車
船舶など)



他人の犬に 咬まれた

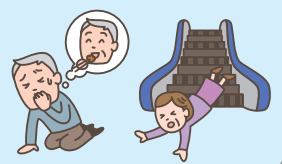


ケンカ・ 傷害事件



その他

- ・工事現場からの落下物でケガ
- ・食中毒
- ・施設内でのケガなど



もしも交通事故や 他人の飼い犬に咬まれて ケガをしたら？

国民健康保険に加入している人が、交通事故や他人の飼い犬に咬まれるなど、**自分以外の第三者による行為で負傷し、ケガの治療に保険証を使った場合は、国保の担当窓口への届け出が義務付けられている**ことをご存知ですか？本来、被害者に過失がなければ、医療費の全額は加害者が負担すべきものです（過失の状況などによって負担割合は変わります）。保険を使うことによって、国保（市町村）は一時的に治療費を立て替え払いますが、後日その分を加害者に請求することになります。

国保を使用した場合の流れ

